	目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、南小泉二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、大和町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若林三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目から七丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四十六　陸上自衛隊多賀城駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
宮城県多賀城市	宮城県多賀城市	宮城県仙台市宮城野区	宮城県塩釜市
丸山二丁目一番一号	丸山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	港四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	芦畔町、牛生町（次の図面に示す部分に限る。）、新富町（次の図面に示す部分に限る。）、花立町、舟入一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに南錦町（次の図面に示す部分に限る。）
			宮城県多賀城市
			大代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から六丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、下馬一丁目から五丁目まで、笠神一丁目から三丁目まで、栄一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目、桜木一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、中央三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、伝上山一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、鶴ケ谷一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、丸山一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに八幡四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
			宮城県宮城郡七ケ浜町
			境山一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、遠山一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、湊浜上ノ流、湊正監、湊浜新田前並びに湊浜升形（次の図面に示す部分に限る。）

四十七　陸上自衛隊大和駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
宮城県黒川郡大和町	宮城県黒川郡大和町	宮城県黒川郡大衡村	宮城県黒川郡大和町
吉岡字西原二十一番地九	吉岡石神沢及び吉岡西原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大衡金谷及び大衡天姓院（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	吉岡石神沢、吉岡石川裏、吉岡石川北、吉岡金谷上、吉岡金谷中、吉岡上町（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡熊野下、吉岡熊野堂上、吉岡熊野堂中（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡蔵下、吉岡車東、吉岡下町、吉岡館下、吉岡土保田、吉岡中町、吉岡西下蔵（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡古館、吉岡西原、吉岡まほろば二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、吉岡南一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、吉岡南金谷上、吉岡南金谷中、吉田一ノ坂、吉田入生田上、吉田倉林、吉田瘤屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、吉田新入生田、吉田新瘤屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、吉田新田、吉田中島、吉田中峯（次の図面に示す部分に限る。）、吉田行沢（次の図面に示す部分に限る。）、吉田三峯（次の図面に示す部分に限る。）及び吉田山ノ神前